

## 歯・口腔の健康づくり推進条例(仮称)案についての意見募集等の結果について

山口県議会では、歯・口腔の健康づくり推進条例(仮称)案の概要及び条例名等に関し、1月20日まで、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策立案等検討会」において条例化に向けて作業を進めておりますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する検討会としての考え方をここに公表します。

本県議会においては、議員提案による政策条例は4例目となる予定ですが、議員提案条例は、知事提案の条例と異なり、県民の皆様お一人お一人の声をもとにつくられる自治立法です。

今後とも県民の皆様からのご意見やそれぞれの専門分野の参考人の方をお招きし、ご意見を伺いながら、さらに多くの条例の制定を目指し、精力的に取り組んでまいります。

ご意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、県議会の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年2月23日

### 歯・口腔の健康づくり推進条例(仮称)に関する政策立案等検討会

会長 友田 有

副会長 石丸 典子

委員 河村 敏夫、河野 亨、島田 教明、岡村 精二、橋本 尚理

井上 剛、楨本 利光、藤本 一規、井原 寿加子

## 実施結果

### 1 条例案概要に対する意見

(1) ご意見の件数 5名 6件

(2) ご意見の趣旨と検討会の考え方

No.	ご意見の趣旨	検討会の考え方
1	歯科検診等の取組は市町で実施されており、条例案にある歯科保健サービスを充実させていくには、県の取組だけでなく、市町の取組を促すことも大切と考える。市町の役割や責務を規定するなど、県と市の関係を明らかにする必要があるのではないかと。	県と市町は対等な関係にあることから、現在、本県が制定する条例では市町の責務や役割について規定していません。  しかし、ご指摘のとおり、県が施策を推進していく上で、県民の皆様身近な歯科保健サービスを実施している市町の取組や市町との連携が不可欠でありますことから、本条例では第5条に市町との連携や、市町に対する支援等について規定することとしています。
2	プライマリ・ケアの担い手である「かかりつけ歯科医」は、県の保健医療計画にも記述があり、健康づくりには患者さんの体の状態をよく把握した「かかりつけ歯科医」の関与が重要となってきたので、県民に「かかりつけ歯科医等の支援」の必要性を認識してもらうことが	本条例を推進するためには、歯・口腔の健康づくりの主体である県民の皆様のご理解と自主的な取組が不可欠です。  このため、第6条に県民の皆様にご自主的に取り組んでいただきたい内容として、「定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯・口腔の健康づくりに取

	大切である。	<p>り組むよう努める」ことを規定することとしています。</p> <p>今後、県民の皆様が、歯・口腔の健康づくりへの理解を深め、取組を進めていただくことを通じて、ご提案のありました「かかりつけ歯科医」等の支援の必要性についても、これまで以上に認識が高まっていくものと考えています。</p>
3	<p>県の基本的施策として9項目があげられているが、県民全体に関すること、各世代ごとの支援に関することを順序立てて記載してもらえると県民にわかりやすくなるのではないか。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、第10条に掲げる基本施策について、再整理することとしています。</p>
4	<p>福祉医療費助成制度のうち、乳幼児医療費助成制度については、現在、無料化の対象年齢が3歳未満となっており、乳歯が生え揃う3歳頃には対象外となっているため、制度の充実、改善を希望する。</p>	<p>本条例においては、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを推進するにあたり、乳幼児期からの取組が重要でありますことから、第10条に「乳幼児期及び学齢期における歯・口腔の健全な成長発育のための対策を支援すること」及び「乳幼児等に対する歯科保健医療の確保を支援すること」を基本施策として規定することとしています。</p> <p>なお、お示しのご提案につきましては、具体的な事業・制度内容に関することですので、今後の議会における予算審議の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>あらゆる年代の人達で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お口は大切であると、行動変化をさせることができる人</li> <li>・自分自身が、お口は大切であると実感している人</li> <li>・現在、お口は大切であると行動している人</li> </ul> <p>のネットワークづくりの推進が必要ではないか。</p>	<p>本条例を推進するためには、歯・口腔の健康づくりの主体である県民の皆様のご理解と自主的な取組が不可欠です。</p> <p>このため、本条例におきましては、県民の皆様の理解が深まるよう、推進週間の設定や、関係機関等と連携した普及啓発などに積極的に取り組むことを規定するとともに、歯・口腔の健康づくりに向けた県民の皆様の自主的な取組についても規定することとしています。</p> <p>こうした取組を通じ、お示しのネットワークづくりのような県民運動を展開していくという意識が盛り上がるよう、支援していく必要があると考えています。</p>
6	<p>この条例を実効性あるものにするため、推進協議会等の設置を盛り込んではどうか。</p>	<p>本条例において、「歯・口腔の健康づくりが全身の健康を保持増進するための重要な要素」であるとしておりますように、歯・口腔の健康づくりを推進するに当たっては、健康づくり全般の取組とも連携し、一体的に取り組むことが効果的であると考えています。</p>

		<p>このため、本条例においては、推進体制については規定しておりませんが、歯・口腔を含めた健康全般の推進組織である「健康やまぐち21推進協議会」において、推進計画のフォローアップをするなど、歯・口腔の健康づくりの取組を実効性あるものとしていく必要があると考えています。</p>
--	--	--

## 2 条例名に対する応募

(1) 応募件数 9名 10件

### (2) 応募された条例名

- ・ 山口県民の歯と口腔の健康づくり条例
- ・ おいきいき推進条例
- ・ 山口県民は、お口から健康条例
- ・ 山口のお口から健康づくり条例
- ・ やまぐちはくち山口歯口も大切に作るクリーンな県条例
- ・ 山口・ハッピー健康歯学のすすめ
- ・ お口は健康の入り口条例
- ・ 笑顔、いただきます条例
- ・ 山口県 健康な歯づくりによる暮らしいきいき条例
- ・ 健康は歯から。

## 3 キャッチフレーズに対する応募

(1) 応募件数 9名 14件

### (2) 応募されたキャッチフレーズ

- ・ 歯と口の健康は健やかな人生の源
- ・ 歯えある幸せ 噛みしめよう
- ・ 残すっちゃ、自分の歯！
- ・ いい笑顔は、いい歯から！
- ・ いい歯で、ぶち健康！！
- ・ 健康な歯で、幸せます！
- ・ やまぐちはくち山口歯口も綺麗でよい故郷
- ・ 今、あなたのお口で、美と健康を丸ごと食べんさ~い！
- ・ 健康で素敵な笑い、ワ歯ハ！
- ・ 美味しく食べて健康増進
- ・ 歯は「おいしい」の為にある
- ・ 丈夫な歯で元気倍増！
- ・ 健康な歯づくり、元気倍増！
- ・ 生涯現役 私の歯！

決定された条例名及びキャッチフレーズは以下のとおりです。

条例名：「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」

歯・口腔の健康づくりの主体は県民の皆様であることから、「山口県民」という言葉や、この条例が目標に掲げる理念（精神）などを総合的に判断し決定しました。

キャッチフレーズ：「お口いきいき 笑顔と健康はいい歯から」

県民の皆様からのご意見の中で多かった「お口いきいき」、「笑顔」、「健康」という言葉を組合せた、県民の皆様に親しんでいただける名称に決定しました。

#### 政策立案等検討会の活動経過

平成23年7月	第1回検討会	正副委員長決定、スケジュール説明
平成23年8月	第2回検討会	関係部局から状況説明、質疑
平成23年9月	第3回検討会	条例骨子案について検討、意見交換
平成23年10月	第4回検討会	参考人意見聴取、質疑
平成23年11月	第5回検討会	条例案について検討、意見交換
平成23年12月	第6回検討会	条例案の作成、意見募集内容の検討 意見・条例名募集（パブリックコメント）
平成24年2月	第7回検討会	条例名等の確定 意見・条例名募集の結果について公表
	第8回検討会	条例案の確定